

第7回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年7月21日（火）15時00分から16時10分

開催場所 那珂川町役場 201・202・203会議室

出席委員

農業委員（19名）				農地利用最適化推進委員（24名）			
1番	滝童内政可	2番	小林 一恵	馬 頭	鈴木 一夫	健 武	佐 藤 保
3番	益子 順一	4番	岡 寿 実	矢 又	菊池 政広	和 見	小高 栄二
5番	深澤 弘子	6番	益子 稔	小 口	藤 田 保	北向田	大森 秀一
7番	谷田 知教	8番	船山 伸一	久那瀬	岡 浩 幸	松野・富山	大 武 正
9番	船見 和哉	10番	小高 辰也	盛 泉	大金 安男	谷 川	鈴木 明信
11番	高 野 寛	12番	穴山 正一	大内・大那地	川和 義夫	大山田下郷	渡邊 久雄
13番	川上 早春	14番	佐々木文子	大山田上郷	岡 崎 俊	小 砂	笹沼 則男
15番	星 フミ子	16番	佐藤 次男	1区・2区・3区	川上 雅人	1区・2区・3区	深澤 一郎
17番	西宮 一美	18番	益子 波子	4区・5区	橋本 征雄	6区・9区	板橋 了寿
19番	磯部 正美			6区・7区	鈴 木 勲	8区	佐竹 賢一
				9区・10区	郡司 公平	11区	高村 安英
				12区		13区	佐藤 知子
				14区	板山 勝則		

欠席委員 ※農業委員のみ記載

農業委員			

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

追加日程第1 追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）について

追加日程第2 追加議案第2号 令和9年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について

追加日程第3 追加議案第3号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業委員会事務局職員

事務局長 星 善浩
係 長 小幡 優子
主 事 小山田 真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第5条に基づき会長が議長となる

議長	只今より、令和8年 第7回総会に入ります。 出席委員は、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第1 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。よって、本総会は本日1日と決定いたします。 日程第2 議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第19条第2項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することに異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に15番 星フミ子 委員、16番 佐藤次男 委員を指名いたします。 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事務局 (小幡)	【議案朗読】
議長	議案の朗読が終わりました。 申請1 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、8番 船山伸一 委員と、板橋了寿 推進委員です。 8番 船山伸一 委員から調査の報告を求めます。
8番 船山委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出されましたので、7月15日に板橋了寿推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、申請地が荒れていて近隣からの苦情もあり、譲渡人が農地を手放したいということだったので、隣接地を耕作している譲受人が譲り受けるものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で、売買価格は総額で3万円です。 耕作面積は自作地37,487㎡、申請地面積232㎡を合わせると、合計37,719㎡になります。作付予定面積は水稻33,197㎡、自家消費野菜4,522㎡です。

	大農機具の所有状況は、トラクター２台、コンバイン１台、田植え機１台、乾燥機１台です。 申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が３０日、農作業歴が６５年、譲受人の妻が農作業従事日数２００日、農作業歴５０年、譲受人の子の農作業従事日数が１５０日、農作業歴２９年です。譲受人の家から申請地までの距離は約３.３ｋｍで、車でおよそ１５分です。 申請地は農振農用地であり、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第３条第２項の要件を全て備えております。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査員の報告が終わりました。 板橋了寿 推進委員から意見はありませんか。
板橋 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議 長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請１の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請１につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 船山伸一委員ご苦労さまでした。 日程第４ 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事 務 局	【議案朗読】

(小 幡)

議長

議案の朗読が終わりました。

申請 1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。

調査員は、1 番 滝童内政可 委員、7 番 谷田知教 委員、鈴木一夫 推進委員です。
1 番 滝童内政可 委員から調査の報告を求めます。

1 番
滝童内委員

農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、7月17日に谷田知教委員、鈴木一夫推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性は、環境に優しく二酸化炭素排出の削減、地球温暖化防止に寄与する太陽光発電を設置することです。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の状況は、道路に隣接しており、近隣の住民が里芋とニンジンを作付けしているため、収穫後に工事を実施する予定です。東側は道を挟んで畑、西側は水路を挟んで畑、南側は水路を挟んで雑種地、北側は道を挟んで畑になります。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、那珂川町は他地区に比べて自然災害が少なく平地に恵まれ、家屋の密集や山林などの障害物が少ないため十分な日照を確保できること、また那珂川町ではこれまで実績が 11 事業あり、事業地が近隣にあることから維持管理を効率的に行うことができるためです。

土地利用計画ですが、事業区域面積が 634 m²、太陽光パネルを 132 枚、パワーコンディショナーを 9 台と 1 台の合計 10 台です。高さ 1.5m のフェンスを外周に沿って 100m 設置します。申請地内に車両用スペースは設けないため、保守点検時には、近くの馬頭 1234 番地 1 の太陽光発電事業地の駐車スペースを利用します。これは、同じ会社で設置しているものです。

資金計画ですが、建設費 898 万 1500 円、土地購入費 60 万円、土地造成費 60 万 5000 円、工事負担金 71 万 9166 円、合計 1090 万 5660 円です。廃棄費用は 90 万 7500 円で毎年 4 万 5375 円を 20 年間積み立てます。自己資金で賄うということであり、そな銀行青戸支店の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水排水方法は敷地内自然浸透処理です。土砂流出防止対策は、北側隣接地との境界に素掘り側溝を設置します。

日照通風の影響、地面からアレイまでの高さを 80 c m 程度あげ、フェンスはメッシュタイプにするため、日照通風の影響はありません。

除草対策として、年に2度定期的に草刈りを行います。

他法令の状況について、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法第 93 条第 1 項の届出を提出済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。

鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 3.7 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 1 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 滝童内政可委員、ご苦労様でした。 申請 2 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、1 番 滝童内政可 委員、7 番 谷田知教 委員、岡浩幸 推進委員です。7 番 谷田知教 委員 から調査の報告を求めます。
7 番 谷田委員	農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請書が提出されましたので、7 月 17 日に滝童内委員、岡推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。 転用行為の必要性は、太陽光発電は CO ₂ を出さないクリーンエネルギーとして、地球温暖化対策や SDG s の達成可能な社会の実現に不可欠な役割を補います。 申請地及び隣接地の状況ですが、申請地は雑草が生えて耕作はしておりませんでした。隣接地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は道と道を挟んで宅地、北側は宅地です。 権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由は、接道が確保でき、日当たりが良く平坦であり、樹木の伐採等の費用が予算内で条件を満たせる土地が本申請の土地のみであったためです。 土地利用計画ですが、事業区域の面積が 851 m ² 、太陽光発電設備面積 421.4 m ² 、メンテ

ナンススペース 21.5 ㎡、駐車スペース 32.1 ㎡、太陽光パネルを 156 枚、パワーコンディショナーは 10 台、フェンスは高さ 1.5m 幅 2m のフェンスを外周に沿って 125m 設置します。西側に植木等が定植されていたため、境界から 30 c m あけてフェンスを設置するそうです。

資金計画ですが、土地購入費が 112 万円、設備費 1058 万円、合計 1170 万円になります。撤去処分費 102 万円は売電収入から毎月 3000 円積み立てをするそうです。全額自己資金で対応するというので、足利銀行黒磯支店の 6 月 24 日現在の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水排水状況はそのまま利用するため、自然浸透です。土砂流出防止対策、公道側に大谷石を敷き、雨水の流出を防ぐそうです。

日照通風の影響、パネルの位置は境界から 1 m 以上離れているため、周辺への日照通風への影響はないと思われます。

除草対策として、年 4 回草刈りを行います。

他法令の状況、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、令和 7 年 7 月 23 日に教育委員会生涯学習課文化財振興係に照会済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。
岡浩幸 推進委員から意見はありませんか。

岡
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 0.5 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 2 売買による所有権移転での太陽光発電設備への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議長

異議なしと認めます。よって申請2につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。

谷田知教 委員、ご苦労様でした。

申請3 使用貸借権の設定による一般住宅用地への転用許可申請を議題といたします。

調査員は、1番 滝童内政可 委員、5番 深澤弘子 委員、7番 谷田知教 委員、岡浩幸 推進委員です。5番 深澤弘子委員から調査の報告を求めます。

5番
深澤委員

農地法第5条第1項に規定による許可申請書が提出されましたので、7月17日に滝童内委員、谷田委員、岡推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、使用貸借権により申請地を借り受けし、一般住宅を建築するものです。

転用行為の必要性は、現在夫婦2人と生まれたばかりの子供1人の3人で借家に居住しているが、今後の家族計画や子供の成長を考えると現在の借家では手狭になるため、育児の際に両親に子どもの面倒を見てもらうことができ、祖父や両親の介護が必要になった際にも容易に対応ができる実家に近い申請地に戸建て住宅を建築することにしたそうです。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は田です。隣接地の状況は、東側は田と宅地、西側は県道、南側は宅地、北側は町道です。

権利を設定移転する契約の内容は、使用貸借権の設定で許可の日から35年です。

土地の選定理由は、夫婦共働きのため、育児には両親の支援が必要になり、実家にできるだけ近い場所を検討し、行き来するのに負担が出来る限りかからないことを考慮しました。申請地が他の農地に一番影響を及ぼさない希望条件を満たす土地であったため、選定したとのことです。

土地利用計画ですが、木造、ガルバリウム鋼板ぶきの2階建て、建築面積95.09㎡、延床面積114.71㎡です。駐車場は3台分の45㎡で北側を進入路とします。

資金計画ですが、建築費3400万円、造成整地費200万円、附帯工事費450万円、事務費250万円、支出合計が4300万円です。那須南農業協同組合の住宅ローンで4300万円借り入れます。

周辺農地への被害防除対策として、取水は町浄水道に接続、排水は合併浄化槽処理後、敷地内処理槽にて処理、雨水は敷地内にて自然浸透処理です。土砂流出防止対策は、東側の農地との境に植栽を設置するそうです。

2階建てのため日照通風への影響はありません。

他法令等の状況、埋蔵文化財包蔵地ではないことを確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。

岡浩幸 推進委員から意見はありませんか。

岡
推進委員

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 8.6 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 3 使用貸借権の設定による一般住宅用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 3 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 深澤弘子 委員、ご苦労様でした。 申請 4 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、3 番 益子順一 委員、17 番 西宮一美 委員、笹沼則男 推進委員です。3 番 益子順一 委員 から調査の報告を求めます。
3 番 益子委員	農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請書が提出されましたので、7 月 17 日に西宮委員、笹沼推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。 転用行為の必要性は、再生可能エネルギーの必要性和需要性をもとに、電力の安定供給に寄与するとのことです。 申請地及び隣接地の状況ですが、申請地は地元のゲートボール場として長年利用されていた土地です。隣接地の状況は、東側は道路、西側は田、雑種地、南側は道路、北側は田です。 権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由は、日照条件がよく自然災害が少なく、町内に 1 箇所発電所を所有しているため一体管理が効率的に行えるとのことです。 土地利用計画ですが、事業区域の面積が 905 m ² 、切土盛土は行わないで縦 2.3m 横 1.1 m の太陽光パネルを 148 枚、パワーコンディショナーを 10 台、フェンスが 1.5m 高の長さ 109m です。 資金計画ですが、設備工事一式 1054 万 7812 円、土地代が 40 万円、諸費用が 460 万円、合計 1554 万円 7812 円になります。自己資金で賄うとのことです。横浜銀行の残高証

	明書が添付されております。 撤去処分費としては 120 万円を積み立てます。 周辺農地への被害防除対策ですが、取水排水方法は自然地下浸透です。土砂流出防止対策は、申請地と周囲に高低差が少ないため、流出崩壊の恐れはないと思われます。 日照通風の影響としては、パネルの位置は南側境界から 2.6m、西側境界から 2.1m 離して設置するため、周辺への日照通風の影響はないと思われます。 除草対策として、年 2 回草刈りを行います。 その他、電気売買契約書添付、埋蔵文化財は該当なしです。他法令の状況としては、農業地域外の除外基準要件を満たしているため、転用可能と思われます。 申請書と事実の相違はありませんでした。 以上で報告を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査委員の報告が終わりました。 笹沼則男 推進委員から意見はありませんか。
笹沼 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 1.4 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 4 売買による所有権移転での太陽光発電設備への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 4 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 益子順一 委員、ご苦労様でした。 申請 5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議

題といたします。

調査員は、1 番 滝童内政可 委員、7 番 谷田知教 委員、川和義夫 推進委員です。7 番 谷田知教 委員 から調査の報告を求めます。

7 番
谷田委員

農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請書が提出されましたので、7 月 17 日に滝童内委員、川和推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性は、地球温暖化の解消、国内のエネルギーの問題を解決することを目的としており、太陽光発電設備の設置を計画いたしました。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地は雑草が生えて耕作はしておりませんでした。申請地の地下に隣接地の生活排水管があり、こちらについては話し合い済みです。隣接地の状況は、東側は畑、西側は道、南側は畑、北側は畑です。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、申請地は陰になるものが少なく、送電に必要な電柱施設と道路に面していることから、設置に最適であり、今後も那珂川町に太陽光発電施設の開発を行う計画があるため、管理しやすいということです。

土地利用計画ですが、事業区域の面積が 1292 m²、境界とフェンス間のスペース 200 m²、駐車スペース 15 m²、太陽光発電施設面積 900 m²、メンテナンススペース 150 m²、太陽光パネル 160 枚、パワーコンディショナー10 台、フェンスは高さ 1.5mを外周に沿って設置します。太陽光設備の設置工事、補修管理のため、進入路は南側にある県道幅 8 mとします。

資金計画ですが、土地購入費が 113 万円、設備費 1040 万 6000 円、合計 1153 万 6000 円、撤去処分費 280 万円は毎年 28 万円ずつ積み立てをするそうです。全額自己資金で対応するということで、日本銀行上野支店の 6 月 10 日現在の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水排水は自然浸透になります。土砂流出防止対策、フェンス内側に畔波板を設置します。

日照通風の影響、周辺農地への日照を妨げることはありません。また、開放型の架台により通風への影響もありません。

除草対策として、年 3 回草刈りを行います。

他法令の状況、栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針チェックリストにて確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。
川和義夫 推進委員から意見はありませんか。

川和
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 1.2 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 5 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 谷田知教 委員、ご苦労様でした。 申請 6 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、3 番 益子順一 委員、17 番 西宮一美 委員、深澤一郎 推進委員です。17 番 西宮一美 委員 から調査の報告を求めます。
17 番 西宮委員	農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請書が提出されましたので、7 月 17 日に益子委員、深澤推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。 転用行為の必要性は、国が推進する再生可能エネルギー事業を行うことで、環境問題や電力不足解消に貢献できるということで、転用するようです。 申請地及び隣接地の状況ですが、北側は道路と畑、南側は宅地と畑、山林、東側は畑と道、西側は道と墓地です。 権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由は、那珂川町は災害が少なく日照が良く、近隣に自社の太陽光設備があり一体管理がしやすいということで、今回申請地を選定しました。 土地利用計画ですが、事業区域の面積が 676 m ² 、太陽光パネル 135 枚、パワーコンディショナー 10 台、フェンスの高さは 1.5m で外周に沿って 138m 設置します。メンテナンススペースは資材置き場や草刈りの時の仮置き場を設置するそうです。 資金計画ですが、建築費 790 万円、土地購入費 80 万円、土地造成費 66 万円、その他諸経費 108 万円、合計 1044 万円です。自己資金ですが、三菱 UFJ 銀行の残高証明書が添付されています。撤去処分費 200 万円は毎年 10 万円を 20 年間積み立てるということです。 周辺農地への被害防除対策ですが、雨水は自然浸透させ、付近の農地作物等の防除に努

めるということです。土砂流出防止対策は、整地後場合によっては畔波板を設置いたします。設置角度約5度ということですが、状況によって対応するということです。

日照通風の影響ですが、架台やパネルは日照通風を妨げないということです。

除草対策として、年3回以上草刈りを行います。

他法令の状況ですが、埋蔵文化財に該当しないということです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。

深澤一郎 推進委員から意見はありませんか。

深澤
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、住宅等が連たんしている区域内であり、第3種農地ですので転用が可能です。

議 長

事務局より、説明がありました。

それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

申請6 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請6につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。

西宮一美 委員、ご苦労様でした。

ここでお諮りします。「農用地利用集積等促進計画（案）について」を追加日程第1追加議案第1号として、「令和9年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」を追加日程第2追加議案第2号として、「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を追加日程第3追加議案第3号として、審議することに異議ありませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加日程第1 追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）について」、追加日程第2 追加議案第2号「令和9年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」、追加日程第3 追加議案第3号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。暫時休憩いたします。

【休憩】

議 長

再開いたします。
追加日程第1 追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを上程します。
事務局に議案の朗読、及び説明を求めます。

事 務 局
（小 幡）

【議案朗読】

事 務 局
（小山田）

追加日程第1 追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを説明させていただきます。
これは先月の第6回農業委員会総会にてご審議いただいた農用地利用集積等促進計画（案）に訂正があったため、再度意見を求めるものです。
配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画（案）」の3ページ目の一覧表を御覧ください。利用権の設定を受ける者の住所・氏名と利用権の設定をする者の住所・氏名の欄が反対に記載されていたため、お配りした資料のとおり訂正となります。
また4ページ目の利用権移転関係各筆明細書をご覧ください。こちらについても、利用権の設定を受ける者の住所・氏名と利用権の設定をする者の住所・氏名の欄が反対に記載されていたので、お配りした資料のとおり訂正になります。
なお、総括表や利用権を設定する土地の地番や面積、設定する権利の内容については、訂正はありません。
農業委員会の皆様におかれましては、訂正後の農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議 長

議案の朗読、および説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

町から依頼がありました、追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加議案第1号につきましては、意見なしで回答することとします。

追加日程第2 追加議案第2号 令和9年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望についてを上程します。

事務局に議案の朗読を求めます。

事 務 局
(小 幡)

【議案朗読】

それでは、本日配付いたしました、県議要望書案をご覧いただければと思います。項目要請の内容の順で読み上げさせていただきます。

農地等利用最適化推進に関する意見。

1 担い手への農地の集積・集約化。担い手の確保が急務であり、魅力ある農業、安定的な農業経営の確立が図れるような施策を推進されたい。また、担い手への農地の集積を図るため、借り手に対する奨励金制度等の創設・充実を図られたい。

中山間地域は立地条件が悪く、耕作不利地が多いことから、平地との格差を設けた施策が必要である。農地の集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業においても地域の実状に即した方策を講じられたい。

2 耕作放棄地の発生防止・解消。農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地の発生防止・解消には、担い手農家の育成や集落営農の取組強化、新規参入の促進が必要であるため、地域農業を守る多様な担い手の育成支援策を引き続き講じられたい。有害鳥獣による農作物等への被害は、農業者の耕作意欲も低下させ耕作放棄地の増大へと繋がることから、有害鳥獣の捕獲と防除の両面から経済的支援措置の強化を図られたい。

3 新規参入の促進。新規参入を希望しても農地の確保や技術の習得、資金の確保などが障壁となっている。新規参入後も、地域にとけこみ安定した営農ができるよう、新規就農者育成総合対策等の継続的な予算の確保及び生産技術や経営管理能力の向上に向けた取組みへの支援措置を図られたい。

また、遊休施設や遊休機械などを有効利用できる施策の充実を図られたい。

中山間地域では、有機農業者の参入が期待できることから、技術の習得の場や販路の確保等の支援策を講じられたい。

農業等施策・予算に関する要望。

食糧自給率の向上のため、安定的に農産物を生産し、安心して農業を営むことができるよう施策を講じ、特に農作物の販路拡大、価格の向上と安定を図られたい。更に主食用米の需給調整のための他作物への転換にあたっては、県独自の補助制度の充実を図られたい。

資材・飼料・燃料等の生産費の高騰に対する支援策を引き続き講じられたい。

さらなる農家減少に歯止めをかけるためには、兼業農家や中小規模農家への支援策が早急に必要である。農業経営規模の大小に関わらない補助制度の創設等支援策を講じられたい。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の内容の充実と制度の継続を図られたい。

スマート農業の更なる推進の強化を図られたい。

太陽光発電施設用地への転用後の除草について、除草剤の使用制限等の指導を徹底されたい。また、施設を設置してから 20 年後、放置されることがないように施設更新及び撤去に対し、指導の徹底を図られたい。

以上です。

議 長

議案の朗読及び説明が終わりました。
本件につきましては、7 月 16 日に農村振興専門委員会が開催されました。
小高 辰也 委員長から会議結果の報告を求めます。

小高委員長

それでは報告いたします。
令和 9 年度 県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について、7 月 16 日、午後 1 時 30 分から農村振興専門委員会を開催し、協議検討いたしました。
改正農業委員会法第 38 条第 1 項に農地等利用最適化推進施策の企画立案、または、施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないと規定されています。
昨年同様、「農地等利用最適化推進に関する意見」及び「農業等施策並びに予算に関する要望」に区分し、整理し、別紙のとおり取りまとめましたので、よろしくご審議くださるようお願いします。
なお、内容は事務局朗読のとおりでありますので、省略させていただきます。

議 長

小高委員長の報告が終わりました。
それでは審議に入ります。
質問・意見がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【意見なし】

議 長

質問・意見がないようですので、採決を行います。
追加議案第 2 号 令和 9 年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加議案第 2 号は、原案のとおり決定し、県へ提出することといたします。
追加日程第 3 追加議案第 3 号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてを上程します。
事務局に議案の朗読、及び、産業振興課農政係 川俣係長の説明を求めます。

事 務 局
(小 幡)

【議案朗読】

農政係
川俣係長

ただいま上程されました追加議案について説明いたします。

このたび那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更の申し出があったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づきまして、農業委員会に意見を求めるものです。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回、4 地区 4 件の変更申出書の提出がありました。

変更申出一覧の①についてですが、地域名は健武で地番、地目、面積につきましては記載のとおりであります。将来的には太陽光発電施設の設置を検討しているとのことで、本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。

次に変更申出一覧②についてですが、地域名は小口で地番、地目、面積等は記載のとおりです。こちらにつきましても、将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているということです。本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。

次に変更申出一覧③についてですが、地域名は 2 区 3 区 4 区 5 区で、地番、地目、面積等は記載のとおりです。将来的に農作物の集積出荷場を検討しているということです。本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。

最後に変更申出一覧④についてですが、地域計画の地域名は 1 区で、地番、地目、面積等は記載のとおりです。将来的に一般住宅の建築を検討しているとのことです。こちらにつきましても、事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。

以上、4 件について簡単にご説明させていただきましたが、お配りした変更申し出一覧の次のページからは該当する地域の地域計画と目標地図を添付しております。

地域計画本文につきましては、更新年月日の欄と、区域内の農用地面積等の欄が変更となります。

目標地図につきましては、該当する筆の部分を赤色で示しております。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

議 長

議案の朗読、及び説明が終わりました。

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員

【意見・質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。

町から依頼がありました、追加議案第 3 号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって追加議案第 3 号につきましては、意見なしで回答することとします。

川俣係長、ありがとうございました。

本日の付議事件につきましては以上です。

長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

ご起立願います。 ー礼ー。

ご苦勞様でした。